

特集テーマ設定について

「日本の教科書 現状と課題」

平 沢 茂

文教大学教育学部教授（文教大学附属教育研究所所長）

On Feature Articles

HIRASAWA SHIGERU

(Head of Bunkyo University Institute of Educational Research)

かつて「教科書は教具である」と喝破したのは、城戸幡太郎である。これは、教具史観と呼ばれる彼の教育学の中核をなす言葉である。

1903（明治36）年、前年に摘発が開始された教科書販売を巡る汚職事件が契機となって教科書の国定化が決定された（なぜこの時期に突然、教科書国定化が始められたのか。このことについては、本号の48頁に、概説してあるので、ご参照いただければ幸いである）。言わずもがなのことなれど、国定化のねらいは、政府の望む教科書を作るためである。その結果、戦前の教科書がどのような内容のものになっていったか、事あらためて記す必要はあるまい。敗戦と同時に始められた墨塗り教科書の惨状もまた、あらためて述べるまでもないことである。

敗戦後、アメリカの指導の下で「民主主義」を旗印にした新しい時代の教科書づくりが開始されたのもつかの間、1955（昭和30）年、いわゆる「憂うべき教科書事件」が国会の論議となった。当時の民主党によるこの文書は、教科書の「左傾化」を指摘し、「正常化」を促すという趣旨で書かれている。その結果、教科書検定は、1つの転機を迎えることとなったのである。

こうした動きは、アメリカの思惑に大きく左右されている。すなわち、朝鮮半島を巡る米ソ間主導権争い熾烈化の影響である。日本の中に生まれる可能性のあった「民主主義＝社会主義ないし共産主義」という解釈、いわゆる「赤化」傾向をアメリカは何としても食い止めたかったのに相違ない。そのためには、教科書の「左傾化」を食い止めることが急務であったろう。

こうした動きは「学習指導要領」に法的根拠を与え、法的拘束力を持たせる動きにつながった。特設道徳の時間の導入も、当初、これらの動きと無関係ではなかったはずである。社会科・歴史分野に「神話」を導入することもまた、これら一連の動きの1つと捉えて差し支えなかりう。こうした流れを振り返れば、家永教科書裁判は、起きるべくして起きた事件であると言ってよい。

ところで、当時、日教組は、教育課程の自主編成を旗印に文部省との対決姿勢を強めていた。しかし、この旗印にはやや無理があった。「学習指導要領」は、総則の冒頭で、「学校においては、法律及びこの章以下に示すところに従い、……教育課程を編成するものとする」と明記している。

つまり、法規・「学習指導要領」の制約はあるとは言え、教育課程の編成権は学校にあると明示しているからである。

問題はむしろ、学校にあった。「学習指導要領」を教育課程と混同したり、教育課程の編成とは時間割の編成に他ならないとの誤解をしたりする教師が少なくなかったのである。こうした誤解を与えることに、教育委員会が一役買っていたことは間違いない。教育課程編成要領と称する地方版「学習指導要領」を作成し、これが、細々と教育課程の自由度を奪ったからである。その意味では、教育委員会も同罪であると言ってよい。

教師レベルではさらに問題があった。「学習指導要領」=教育課程という誤解どころか、教育課程とは教科書のことだと誤解する教師すらいたのである。いや、頭の中ではこうした誤解はしていなかったに相違ない。しかし、教師の教育活動を見る限り、教師たちの間にはこういう誤解ないし混同が蔓延しているとしか思えない状況があった。教科書「を」教えることが、自分たちの使命である。教科書「を」教えていれば間違いはない。これが、多くの教師の認識であった。

こうした認識が誤りであることは言うまでもない。教科書に書かれたことは、一般的には学界の定説とされていることだろう。しかし、その定説に異論がある場合、その異論に目を向ける必要はないのか。

教科書に掲載された日本の古代遺跡が、捏造されたものであったことは、今は誰もが知っている。しかし、発見当初は、学会でも認められていたから、定説として教科書に掲載された。しかし、当初から、疑問の声はあったのだ。しかし、学会はその声を無視した。捏造が明らかになった後、その間の経緯が明らかにされ、「学会」というものの胡散臭さも話題となった。

確かに、専門の学会の論議全てが教師にまで届くことは少ない。しかし、教師は悟る必要がある。教科書というのは、その程度のものだと言うことを。

特に、公教育が公権力によって作られ、運営される教育制度である以上、公教育の教科書の記述内容は、公権力の都合で揺り動かされるのは自然の成り行きである。このことも教師は、知っておく必要がある。明治期の教科書国定化、「憂うべき教科書」問題、家永教科書裁判、そのどれもが、そのことを語る貴重な出来事である。

教師は、教科書「を」教える愚から脱する意識を持たなければならない。教科書以外の多様な資料を眺めわたし、その中から、教科書とは異なる見解、異なるデータはないのかに注目する必要がある。もちろん、科学的根拠の妥当性を比較しなければならないのは当然である。異なった論が両立している場合には、双方を示して比較させることも教師の教育活動においては重要かつ不可欠のことである。

城戸幡太郎の冒頭の言葉は、そのことを端的に言った言葉である。教科書も教具の1つに過ぎない。神聖視されたり、神格化されてはならない。教科書「を」教えるのではない。教科書もたくさんある教具の1つとして利用すべきものだ。城戸の言葉は、そのことを実的に、手短かに私たちに示してくれている。

本特集では、現行の教科書を俎上にのせて、教科書の問題を多様な教科の側面から、考察していただいた。教科書とは何かを考えるきっかけになってくれることを期待している。